

令和5年度答申第55号  
令和5年12月21日

諮問番号 令和5年度諮問第54号（令和5年11月7日諮問）  
審査庁 文化庁長官  
事件名 文化芸術振興費補助金交付決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、文化庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）6条1項の規定に基づき、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）（以下「本件補助金」という。）を交付する決定（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が申請した事業の取組の一部が補助対象外とされたことを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）補助金適正化法5条は、補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申

請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない旨規定する。

- (2) 補助金適正化法6条1項は、各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない旨規定する。
- (3) 補助金適正化法8条は、各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 任意団体である審査請求人は、令和4年11月29日付けで、文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱（令和4年2月10日文化庁長官決定。最終一部改正：同年7月1日。以下「交付要綱」という。）に基づく文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）補助要項（令和4年2月10日文化庁長官決定。以下「補助要項」という。）に定める補助対象事業（有料一般公開される公演や展覧会、映画の製作等であって、その更なる充実・発展を図る積極的な取組がなされているもの。）として、以下の事業による取組について、本件補助金（定額600万円）の交付の申請（以下「本件交付申請」という。）をした。

審査請求人が申請をした事業の名称は、「音楽及び映像制作・舞台制作と演劇・音楽・映像上映公演事業」であり、取組の内容は、①戦争反対！参戦でなく停戦を！A音楽と討議の夕べ（令和4年a月b日公演）（以下「取組1」という。）、②【政治家B「C」に反対する歌舞音曲と討議の集い】（同年c月d日公演）（以下「取組2」という。）、③D映像とEミュージカル魅惑の夕べ（同年e月f日公演）（以下「取組3」という。）、④「F」コンサート（同月g日公演）（以下「取組4」という。）及び⑤Gフェスティバル（同年h月i日公演）（以下「取組5」という。）であった。

(交付要綱、補助要項、交付決定通知書、事業申請の登録内容)

- (2) 処分庁は、令和4年12月28日、本件交付申請について、取組2、取組3及び取組5については「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」と認められるとして補助対象外とし、取組1及び取組4を補助対象と認め、本件補助金の額を172万4000円とする本件処分をした。

(交付決定通知書、連絡詳細(令和5年1月6日15時27分))

- (3) 審査請求人は、令和5年1月19日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和5年11月7日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」とみなして補助対象外という行政処分をするためには、憲法21条との関係において、極めて厳密な審査、定義が必要であり、慎重かつ限定的に行われなければならない。処分庁が推察しただけでは足りず、「(国民に対する国の)政治的中立性への信頼」という公益が重要なものであり、かつ、当該公益が害される具体的な危険がある場合のみ、そのことを理由とした補助金の不交付が認容されると解するのが適当である。

しかし、処分庁は、本件処分において、以下のとおり、取組2、取組3及び取組5について、上記の活動とみなされると一貫性がなく恣意的な判断をして本件補助金の補助対象外としており、重大な論理、倫理上の矛盾が存在する。

ア 取組2については、イベントの名称のみをもって補助対象外の理由としているが、補助対象とされた取組1の名称にも政治的主張が含まれており、論理的矛盾を来している。取組1の申請内容からロシアによるウクライナ侵略において日本政府がウクライナ支援の旗幟を鮮明にしていることに反対する催事であることは明らかであることから、取組2の名称を理由に取組2を補助対象外とすることは違法である。

イ 取組3については、公演のチケット販売サイトの「集会破壊を目的とするネトウヨ、H党支持者、I等のネオリベバカ支持者及び公安警察の来場は厳に禁じます。」との記載のみをもって補助対象外の理由として

いるが、これはヤジ怒号その他の暴力的手法による集会破壊行為を未然に防止するために記載したものにすぎず、入場者がこれらに該当するかも確認していないし、現実的に排除する考えもなかったことから、この記載をもって政治的な宣伝意図を有する活動とみなすことは明らかに拡大解釈であり、不当である。この程度の政治的表現を情宣現場において行うことは、憲法において保障されている言論表現の自由の範疇である。

ウ 取組5についても、公演のチケット販売サイトの「H党・J支持者の入場を禁じます。」との記載のみをもって補助対象外の理由としているが、これは主催者の政治的立場を諧謔的かつ比喩的に表現したものにすぎず、入場者が「H党・J支持者」に該当するかの確認は一切行われていない。この程度の政治的な表現を情宣現場において行うことは、言論表現の自由の範疇であり、補助対象とされた取組1及び取組4の情宣現場においても行われており、そのことは申請書類の中でも推察できる範囲で記載されている。取組1及び取組4を補助対象とするのであれば、取組5についても補助対象とすべきである。

- (2) 補助対象外の各取組は、いずれも複数の音楽家が音楽演奏をするという内容が主であり（しかも歌詞がないインストゥルメンタル楽曲も多数含まれている。）、全体として、特定の「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」とは到底いえず、補助対象とされた各取組及び昨年の各取組と全く変わりがないにもかかわらず、昨年の判断とは異なる恣意的な判断により、審査請求人は多大なる損害を受けている。
- (3) しかも、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」が補助対象外の活動であることは、交付要綱には記載されておらず、文化庁令和3年度補正予算事業ARTS for the future! 2（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）募集要項（以下「募集要項」という。）及び「ARTS for the future! 2」特設サイト（以下「特設サイト」という。）に掲載された不交付理由一覧にそれぞれ一行だけ記載されているにすぎず、具体例や基準等も明らかにされず、あまりに曖昧な周知であり、罪刑法定主義の原則からしても問題である。
- (4) 上記のとおり、取組2、取組3及び取組5を補助対象外とした理由は、全て一貫性がなく根拠薄弱であり、イベントの「名称」又は公演のチケット販売サイトの「表現」のみをもってこれらの取組を補助対象外とした本件処分は、憲法21条に抵触し、違法不当なものといえる。

よって、本件処分を取り消し、改めて全ての取組を補助対象とする決定をした上で、可及的速やかに補助金の全額（600万円）を支給することを求める。

（審査請求書、反論書、主張書面（令和5年12月7日付け））

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件補助金の補助対象事業の一つは、有料一般公開される公演や展覧会、映画の製作等であって、その更なる充実・発展を図る積極的な取組がなされている事業であるが、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」に該当する取組については補助対象外の活動であることを募集要項に記載している。

また、特設サイトにおいて、本件補助金の不交付理由一覧を提示しており、取組内容の「申請内容が、補助対象として要件を満たしているか確認できなかったため」に不交付とされる理由の一つとして、「政治的又は宗教的な宣伝意図のある活動とみなされたため」を掲げている。

- 2 本件処分において、取組2、取組3及び取組5について、本件補助金の補助対象外とした理由は、以下のとおりである。

### （1）取組2について

取組2は、その名称が「【政治家B「C」に反対する歌舞音曲と討議の集い】」とされていることからすれば、政治家BのCに反対するという特定の政治的な宣伝意図を有する活動であると認められる。

これに対し、審査請求人は、補助対象とされた取組1の名称にも政治的主張が含まれていることから、取組2の名称を理由に取組2を補助対象外とすることは違法である旨主張している。しかし、取組1の名称は、「戦争反対！参戦でなく停戦を！」との記載があるものの、特定の政治家の氏名等の記載はないし、取組1の申請内容をみても、特定の政治的な宣伝意図を有する活動であることが読み取れる記載はないことから、取組2は取組1と事情を異にしている。したがって、審査請求人の主張は理由がない。

### （2）取組3について

取組3の公演のチケット販売サイトには、注意事項として、「集会破壊を目的とするネトウヨ、H党支持者、1等のネオリベバカ支持者及び公安警察の来場は厳に禁じます。」と記載されていることからすれば、取組3は、政治的な宣伝意図を有する活動であると認められる。

これに対し、審査請求人は、上記の記載は取組3の集会破壊行為を未然

に防止するためのものにすぎず、取組3の入場者につき特定の政党の支持者か否か等の確認もされていなかったことなどを指摘して、取組3は「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」ではなかったと主張している。しかし、審査請求人が主張する上記事実を前提にしても、上記認定が妨げられるものではないから、審査請求人の主張には理由がない。

### (3) 取組5について

取組5の公演のチケット販売サイトには、「H党・J支持者の入場を禁じます。」と記載されていることが認められることからすれば、取組5は、特定の政治的な宣伝意図を有する活動であると認められる。

これに対し、審査請求人は、取組5の来場者が特定の政党の支持者か否か等の確認は行っていないと主張するが、上記(2)と同様、かかる事実をもって上記認定が妨げられるものではない。また、審査請求人は、取組1及び取組4について補助対象として認められているから、取組5についても同様に補助対象と認められるべき旨主張しているが、上記(1)と同様、取組1及び取組4の名称及び申請内容等には特定の政党名など政治的な宣伝意図を有する活動と読み取れる記載はないことから、取組5はこれらの取組と事情を異にする。したがって、審査請求人の主張は理由がない。

- 3 以上に加え、審査請求人は、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」といえるのはその取組を開催することにより「明白かつ現在の危険」が生じる場合に限られるが、募集要項等ではこの点が明確にされておらず、処分庁が恣意的に行った本件処分は憲法21条の規定に違反する旨主張している。

しかし、本件処分によって取組2、取組3及び取組5の開催が妨げられた事実は認められず、本件処分は憲法21条が保障する表現の自由を制約するものではないことから、審査請求人の主張は理由がない。

その他、審査請求人が審査請求書等で主張する内容を踏まえて検討しても、取組2、取組3及び取組5を補助対象外とした点に違法又は不当な点は認められない。

- 4 上記のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の提出：令和5年1月19日付け

審理員意見書の提出：同年7月12日付け

本件諮問：同年11月7日

- (2) これらの一連の手続を見ると、本件審査請求から本件諮問までに約9か月半の期間を要しているところ、審理員意見書の提出から本件諮問までに3か月半超の期間を費やしており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を講ずるべきである。
- (3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件補助金は、交付要綱及び補助要項によれば、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援のための補助金であり、有料一般公開される公演や展覧会、映画の製作等であって、その更なる充実・発展を図る積極的な取組がなされているもの等が補助対象事業とされている。

本件補助金の交付については、補助金適正化法に従うものであるが、具体的な交付の要件を定めた規定はなく、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援という本件補助金の趣旨、目的を達成するためどのような活動を補助の対象とすべきかを適切に判断し、限られた財源を適切に配分するには、文化芸術活動の実情に通じている必要があること等からすると、その交付に係る判断は処分庁の裁量に委ねられており、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に違法となるものと解される。

- (2) 交付要綱及び補助要項には、補助対象外とするものについての規定はないが、募集要項には、補助対象外の活動として、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」が記載されている。これは、審査庁の説明によれば、行政の中立性の要請から政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動は一律に補助対象外としたもので、交付要綱や補助要項では記載しきれない詳細な情報を掲載するために、交付要綱24条の規定に基づき募集要項に記載したものとされる。

しかし、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」を除外するという規定が交付要綱又は補助要項では記載しきれない詳細な情報とはいえなし、補助から除外するという交付の要件に関わる重要な規定であるなら交付要綱や補助要項に記載されなければならないはずであることはさてお

き、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」という表現は抽象的で曖昧であり、補助対象活動の選別の基準が不明確である。

実際に本件での選別をみても、取組1から取組5までのうち取組1及び取組4は補助対象とされ、取組2、取組3及び取組5は補助対象外とされているのであるが、その選別基準は不明確である。

例えば、諮問説明書によると、審査請求人が、補助対象とされた取組1の名称（「戦争反対！参戦でなく停戦を！A音楽と討議の夕べ」）にも政治的主張が含まれているのに取組2の名称（「【政治家B「C」に反対する歌舞音曲と討議の集い】」）を理由に取組2を補助対象外とすることは違法であると主張するのに対し、審査庁は、取組1の名称には特定の政治家の氏名等の記載はないし、取組1の申請内容をみても、特定の政治的な宣伝意図を有する活動であることが読み取れる記載はないとするのであるが、取組の名称に特定の政治家の氏名等が記載されているかどうかのみで政治的な宣伝意図を有する活動かどうかを判断できるものではなく、どのような活動内容かによって判断することになると考えられるところ、申請する事業の目的・概要に記載された取組1と取組2の活動内容をみるに、取組1は、「ロシアによるウクライナ侵略を受けて、音楽と政治の関係について深く考察討議していくべく国内の社会意識の高いプロミュージシャンを中心として開催されたイベントである。ホストバンドは「E」、ゲストにプロトランペッターとしても活発に活動しているK大学教員（L学・M学）のNさん、O賞を受賞した小説家であり、Pミュージシャンとしても積極的に活動しているQさん等をお招きし、世界の反戦歌として人口に膾炙し定着している「R」・「S」等を観衆と共に合唱するなどして平和に対する想いを新たにした。」等というもの、取組2は「政治家Bの「C」が予定されている2022年c月d日に、この30年の日本の政治情勢を題材の一つとした重喜劇ミュージカルを上演するとともに、先鋭的な政治意識を持って音楽活動を行ってきたプロミュージシャンをゲストに招いて演奏を行う。ホストバンドはE。ゲストとしてT等で知られる国内を代表するミュージシャンのUさんをお招きする。」等というものであり、これらの活動内容の記載のどの点をもって特定の政治的な宣伝意図の有無を判断したのかは明らかでない。

取組3及び取組5が補助対象外とされるのも、諮問説明書によれば、H党支持者、あるいはH党・J支持者の入場を禁じるとのチケット販売サイ



トの記載が理由とされているが、H党支持者の入場を禁じるということからいかなる政治的な宣伝意図を有すると認定できるのかは明らかでなく、申請する事業の目的・概要に記載された取組3及び取組5の活動内容を見ても、取組3は「D撮影の「E」のミュージックビデオ群は、その斬新性と社会的テーマへの深い洞察により国内外で高い評価を受けている。上記ビデオ群の主演であるV等を実際の舞台上の役者としても起用、演劇（ミュージカル）上演を生演奏付きで提供する。」等というものであり、補助対象とされた取組4（「F」レコード録音／制作記念コンサートを開催する。（中略）世界的左翼音楽家／知識人であるYさん呼んだトークも行う。」等という内容とされる。）には政治的な宣伝意図はないとする一方で、取組3及び取組5には政治的な宣伝意図があるとする理由は明らかでない。

- (3) このように、「政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動」という判断基準は抽象的で曖昧であり、この基準を適用したとして補助対象外とした本件処分の理由も明確ではない。

そもそも芸術そのものが政治的な表現や宗教と結びついていることもあるのであるから、文化芸術活動というものから、政治的又は宗教的な宣伝意図を有するものを選別して補助対象外とすることが適切なのかという疑問もある上、仮に政治的又は宗教的な宣伝に結びついた活動でこれに補助金を交付することが不合理と考えられるものが存在するとしても、政治的又は宗教的な宣伝という定義を明確にしないまま、これを補助対象外とするというのでは、文化芸術活動に萎縮的な影響が及びかねない。

しかもその「意図を有する」というだけで補助対象外とするとなれば、政治的又は宗教的宣伝の趣旨が一部含まれるものも「意図を有する」と認定されることにもなりかねず、これでは範囲が広がりすぎて基準として不合理といわざるを得ない。

本件で補助対象外とされた各取組が、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援を目的とする本件補助金の趣旨目的に沿うものであるならば、他に補助金を交付することが不合理であるとする事情がなければ、その不交付は著しく妥当性を欠いている。

したがって、本件処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法というべきである。

### 3 付言

本件処分は、処分の相手方である審査請求人に対し、当該処分につき不服申立てをすることができること等の書面による教示（行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項）がなされていない。本件処分は申請の一部について不交付とする処分であるのであるから、不服申立てができる旨の教示がなされるべきである。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史